

平成20年12月11日

## 「農林漁業バイオ燃料法」の施行後、 初の生産製造連携事業計画が認定されました

～ 国産バイオ燃料の生産拡大を目指して ～

平成20年10月1日に施行された「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（農林漁業バイオ燃料法）」（平成20年法律第45号）第4条の規定に基づき、本日、申請された事業計画に対して本法施行後初めての認定を行いましたので公表します。

今回の認定件数は、「新潟地区イネ原料バイオエタノールモデル実証事業」の1件です。

1. 国産バイオ燃料の生産拡大に向け、農林漁業有機物資源をバイオ燃料の原材料として利用する取組を支援するため、農林漁業バイオ燃料法が本年5月28日に公布、同10月1日に施行されました。

注：農林漁業有機物資源・・・農林水産物及びその生産又は加工に伴い副次的に得られた物品のうち、動植物に由来する有機物であって、エネルギー源として利用することができるもの

2. 本日、本法施行後初めての認定として、生産製造連携事業計画1件の認定を行いました（概要は別紙のとおり）。

注：生産製造連携事業計画・・・農林漁業者又は木材製造業者とバイオ燃料製造業者が共同して、原料生産と燃料製造に取り組む計画

3. なお、本法の認定を受けた事業者は、中小企業投資育成株式会社法の特例、農業改良資金助成法、林業・木材産業改善資金助成法及び沿岸漁業改善資金助成法の特例、固定資産税の軽減等の支援措置を受けることができます。

（本発表資料のお問い合わせ先）

資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部

新エネルギー対策課長 渡邊 昇治

担当者：佐竹、三浦

電話：03 - 3501 - 1511（内線4551）

03 - 3501 - 4031（直通）